

平成 2 9 年 4 月 2 1 日  
相 模 原 市 発 表 資 料

相模総合補給廠一部返還地（15ha）に係る土壤汚染詳細調査の  
結果について

このことについて、防衛省南関東防衛局より、別紙のとおり本市へ情報提供がありましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関する調査報告書が南関東防衛局のホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

【調査報告書の掲載位置】

南関東防衛局ホームページ(<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/index.html>)

取組 防衛施設の取得・管理 内

平成 2 7 年度に防衛省南関東防衛局が行った概況調査の結果（平成 2 8 年 3 月発表）につきまして参考添付しています。

以 上

お問い合わせ先  
相模原市渉外課  
電話 042-769-8207(直通)

## 相模総合補給廠一部返還地（15ha）に係る土壤汚染詳細調査の結果

### 1 土壤汚染詳細調査について

#### (1) 調査業務の概要

調査場所：相模総合補給廠一部返還地（15ha）

履行期間：平成28年7月30日から平成29年2月28日まで

目的：対象地内において土壤汚染詳細調査を行い、土壤汚染の深度を把握することを目的とする。

#### (2) 調査内容

土壤汚染概況調査の結果、鉛及びその化合物について「含有量基準不適合」( )が確認された12区画（各区画10m×10m格子）において、地表面から1m毎に10mまでの土壤含有量試験（土壤に含まれる有害物質そのものの量をはかる試験）を実施しました。

### 2 土壤汚染詳細調査の結果

#### (1) 調査結果

12区画のうち2区画において、深度1mで「含有量基準不適合」( )が確認されました。

( )基準は土壤汚染対策法の定める「汚染状態に関する基準」

調査結果概要表

調査対象物質		土壤調査結果	
第二種 特定有害物質	鉛及びその化合物	基準不適合	基準値：150mg/kg 以下 分析値：240mg/kg・330mg/kg 不適合区画数（10m区画）：2区画

#### (2) 基準不適合が確認された範囲



#### (3) 措置状況

当該返還地は、塀に囲まれ、出入口も施錠し、第三者の立入ができない場所ではありますが、汚染が確認された範囲をトラロープで囲うとともに、土壤の飛散防止のため、土壤の表面をシートで覆う措置を講じております。

これらの状況により、第三者への健康被害が及ぶものではないと考えております。



## 相模総合補給廠一部返還地（15ha）に係る土壤汚染概況調査の結果

### 1 土壤汚染概況調査について

#### (1) 調査業務の概要

調査対象地：相模総合補給廠一部返還地（15ha）

履行期間：平成27年8月29日から平成28年3月31日まで

目的：対象地内において土壤汚染概況調査を行い、土壤汚染状況を把握することを目的とする。

#### (2) 調査内容

##### 表層土壤調査

表層土壤（地表から深度0.5m）を採取し、土壤溶出量試験と土壤含有量試験を実施しました。

〔参考〕

- ・土壤溶出量試験：土壤から地下水等に溶出する有害物質の量をはかる試験
- ・土壤含有量試験：土壤に含まれる有害物質の量をはかる試験

### 2 土壤汚染概況調査の結果

#### (1) 調査対象物質と調査結果

調査は、土地の利用履歴等を踏まえ、第二種特定有害物質（9項目）と第三種特定有害物質（1項目）を調査対象物質として調査を行いました。

その結果、区域内に設定された138区画（各区画30m×30mメッシュ）のうち、5区画において、鉛及びその化合物について（※）「含有量基準不適合」が確認されました。

更に当該5区画内を10m×10mメッシュに区分した合計45区画を対象に追加調査したところ、12区画から「含有量基準不適合」と評価されるとの結果が報告されました。

なお、鉛及びその化合物を除く調査対象物質（第二種8項目、第三種1項目）については、調査を行ったすべての土壤において、各土壤分析値は基準（※）に適合していました。

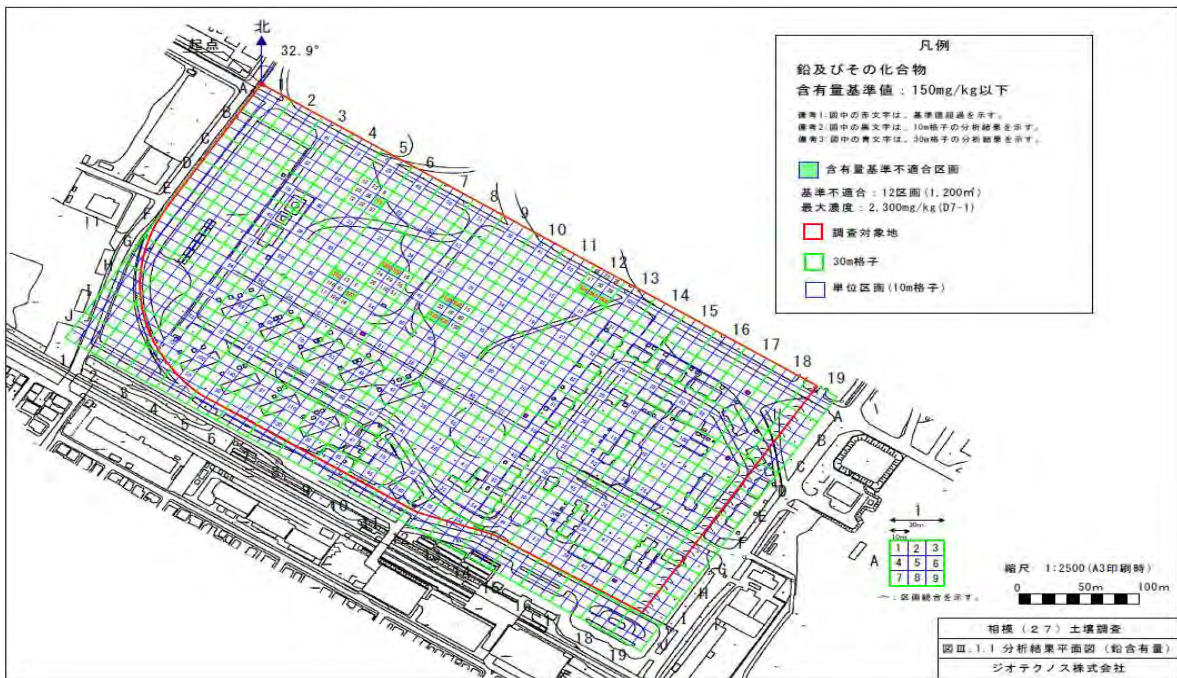
※基準は土壤汚染対策法の定める「汚染状態に関する基準」

調査結果概要表

調査対象物質		土壤調査結果	
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	基準適合	-
	六価クロム化合物	基準適合	-
	シアン化合物	基準適合	-
	水銀及びその化合物	基準適合	-
	セレン及びその化合物	基準適合	-
	鉛及びその化合物	基準不適合	不適合項目：鉛及びその化合物含有量 基準値：150mg/kg以下 分析値：220～2300mg/kg 不適合区画数（10m区画）：12区画
	砒素及びその化合物	基準適合	-
	ふっ素及びその化合物	基準適合	-
	ほう素及びその化合物	基準適合	-
第三種 特定有害物質	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	基準適合	-

## (2) 基準不適合が確認された範囲

対象地において、土壌の鉛及びその化合物含有量の分析値が基準に不適合であった範囲は、下図に示す 12 区画です。



対象地の基準不適合範囲図

基準不適合区画			基準値超過項目：鉛及びその化合物
No.	区画名	面積 (㎡)	含有量試験結果 (mg/kg)
No.1	A12-7	100	550
No.2	A12-8	100	840
No.3	A12-9	100	660
No.4	B5-6	100	710
No.5	D7-1	100	2300
No.6	D7-2	100	320
No.7	D9-1	100	1100
No.8	D9-2	100	800
No.9	D9-7	100	220
No.10	D9-8	100	220
No.11	E6-1	100	350
No.12	E6-6	100	320
合計		1200	

## (3) 措置状況

今回の調査結果を受け、当該返還地は、塀に囲まれ出入口も施錠し、第三者の立入ができない場所ではありますが、汚染が確認された範囲をトラロープで囲うとともに、土壌の飛散防止のため、土壌の表面をシートで覆う措置を講じております。

また、上記措置を適切に講じていることから、第三者への汚染土の暴露の可能性は極めて低いと報告を受けており、直ちに周辺への健康被害が及ぶものではないと考えております。

## 3 詳細調査の計画

今回の調査結果を踏まえ、基準不適合が確認された範囲を対象として、平成28年度に詳細調査（基準不適合深度確認のためのボーリング調査）を実施する予定です。